

平成25年度第3回習志野市社会教育委員会議事録

日 時：平成26年2月17日（月） 午後2時から4時10分まで

場 所：習志野市仮庁舎3階大会議室

出席委員：春名 和美委員、委員、鮎川 由美委員、山本 文男委員、三代川 寿朗委員、
桐生 庸介委員、槇 英子委員、竹内 比呂也委員

欠席委員：鈴木 喜代秋委員、井上 隆夫委員、中野 和寿子委員

出席職員：植松教育長、早瀬生涯学習部長、櫻井生涯学習部次長、上野社会教育課長、
片岡生涯スポーツ課長、菊地青少年センター所長、
佐々木菊田公民館長、寄主市民会館長、東大久保図書館長、
生涯スポーツ課 森下主幹、大久保図書館 岡野主幹
社会教育課 河栗係長、池田主事補

傍 聴 者：2名

会議次第

～開会～

1. 副委員長挨拶
2. 教育長挨拶
3. 議事録署名人選出

副委員長から、三代川委員と桐生委員を指名

～議事～

4. 報告事項（進行：春名副委員長）

- (1) 平成25年習志野市議会第3回及び第4回定例会一般質問について
社会教育課長より資料のとおり説明

【質疑】

委員

的を射た回答であると思うが、一般的に考えると様々な議論がある中で、これでいいのかと回答に疑問点がないこともない。例えば、文化ホールの問題であるが、経営が悪化しているため、経営を市が受け入れることによって、「受益者負担により料金を上げる・文化ホールの利益を上げるため特権を与えていた団体を特別扱いしない」という方向に些か疑問があるということ。これは意見に留めて置く。

- (2) 「習志野市社会教育委員の定数等に関する条例」の改正について
社会教育課長より資料のとおり説明

(3)「習志野市使用料条例等」の改正について

社会教育課長より資料のとおり説明

【質疑】

委員

テニスコートやパークゴルフ場の使用料が場所によって金額にばらつきがある。テニスコートは大きさが決まっているため、利便性等を考慮した料金設定であれば仕方がないと思うのだが、値下げをしているところが多いという理由を教えてください。

生涯スポーツ課長

袖ヶ浦のテニスコートだけが使用料が安かったため、これまでもテニスコートの使用料を同額にするという意向があったが、上限 1.2 倍の制限があり、なかなか金額が揃わなかった。今回の改正は上限が 1.5 倍となり、これまでよりかは差が縮まった。

パークゴルフ場については、中央公園パークゴルフ場は 1 コース、茜浜パークゴルフ場は 2 コースと施設規模が異なるため、掛かる経費の違いにより使用料に差が出ている。

委員

社会教育施設に関する利用料という概念だが、自治体によっては、公民館は無料であると理解している。受益者負担はわかりやすい考え方ではあるが、それと同時に徴収コストを考えるべきではないか。教育委員会として徴収コストをどのように考えているのか。

社会教育課長

徴収コストの大半を人件費が占めるわけであるが、使用料の中に職員の給与を組み込んで計算している。ただし、徴収のために、券売機もリースしており、使用料を納めてもらうための人件費が適切なコストなのかを今後も検証していかなければならない。

社会教育施設として受益者負担をとるということに関して、教育としての公民館の利用は無料である。具体的には、公民館の役割として、公民館が主催する講座は、社会教育の一環として無料である。もう一つの公民館の役割である、学習の場所を提供する貸し部屋は有料である。

委員

公民館で親子の造形サークルを指導しているが、1 回の実施料金が 500 円程度から 800 円程度に値上げすることは「高いな、上がったな」と印象がある金額だと思う。1.5 という数字の適切性、根拠があいまいだと感じる。本来、生涯学習の振興を目指している施設に対し、1.5 倍の増額がどうなのか、検証をどのように考え、今後どのように反映させていくか。

社会教育課長

1.5 が適正かどうかということについて、現状として 1.5 倍は適正であったと考える。元々、ある一定の基準で料金をいただくが、本来であれば受益を受けている方々からもらうべき金額をもらっていない施設が多くあった。1.5 倍は厳しい数字ではあるが、1.2 倍ではなかなか金額が変わらないという実態があった。

生涯学習を推進していく立場として、受益者負担という考え方をどこまで持つかをこれからも検証していくべきだと認識している。市のルールがある中で、使い勝手がどうであったのかという結果を考えていくべき。

委員

具体的にどのような影響があるのか等を見ていただきたい。主催事業や子どもの居場所としての公民館の役割も聞いているので、公民館の役割を確保していただき、先ほど述べたことが保障されていくようお願いしたい。

委員

通常、減価償却費は一定の年数が経てばゼロになると認識している。そうであれば老朽化した施設に減価償却費を取る根拠がなくなるのではないか。

社会教育課長

生涯学習施設については減価償却が残っている。鉄筋コンクリートの耐用年数は 50 年であり、50 年経てば減価償却はなくなるが、公共施設は補修・建て替え等を行い、資産価値を高めるため、減価償却はなくなる。スポーツ施設については、テニスコート等の土地については減価償却がない。

委員

公共施設に固定資産税がかかるようなニュアンスだが、公共施設はかからないのではないか。

社会教育課長

かからない。

委員

今後建てる新しい施設については、民間の減価償却費の理念を入れてもらいたいという思いがあるが、今まで 40 年間減価償却費をかけていないのに、今から受益者負担にかけるというのはどうなのか。50 年をかけて減価償却費をかけていくのであれば正しいと思う。一般であれば、テニスコート等にもかかる固定資産税を割り戻す方が現実的ではないか。

生涯学習部長

補足として、生涯学習施設において当初から有料だったのはスポーツ施設であり、社会教育施設は平成17年度から新たに有料化を実施した。その際の考え方として、スポーツ施設は民間にも同様の施設があることから、全額を受益者負担であるのに対し、社会教育施設は民間に同様の施設がないことから、半分を税で、半分を使用料で賄い、当初から出発点が違う。今回、初めて減価償却費を導入したわけだが、お金の流れをわかりやすくするために財務諸表を変えてきているという流れの中で、市としても近隣市を参考に導入したと聞いている。当初から使用料を取っている施設・取っていなかった施設・今後新たにできる施設、どこかで英断しなければならなかったと考えている。これまでも、午後の利用を二分割にする、今回の改正でも使用区分になっていなかった昼と夕方の1時間を使用できるようにするなど改善をさせていただいた。市全体の中で使用料を決めていく、その中で新たに減価償却費を導入した。

テニスコートについて、料金に差があるという意見があったが、スポーツ施設は直近の3年間の実績を考慮している。形態が同じであっても、そこで働く人数・清掃費等が異なっていると、実態に即した計算を行うことで金額に差が出てくる。

委員

減価償却を40年経ってから入れるということにこだわるのは、年度に応じてかけられる固定資産税の方が平等の原則を保てるのではないかという思いからである。1年目から減価償却費をかけるのは平等であるが、40年目からかけるのは不平等なのではないか。民間の事業収益に対する課税がある減価償却意識と公的な施設の減価償却意識とは異なるのではないか。

社会教育課長

使用料の積算は、資産価値を高めたいという発想の下で、受益者負担という考えの中に、減価償却費を入れたと判断している。委員のご指摘は、積算をしている担当部署に伝えていきたい。

副委員長

秋津サッカー場の研修室の宿泊の金額が大きく下がっていることが気になった。

生涯スポーツ課長

基本的に研修室には経費があまり掛からないため、今回算出した場合に使用料が下がった。逆に、コートには芝の整備に費用が掛かるため、そういった部分が反映されている。

- (4) 公益財団法人習志野文化ホールの今後について
社会教育課長より資料のとおり説明

【質疑】

委員

減免制度は全面廃止なのか。

社会教育課長

文化ホールの収支を明らかにするという意味で廃止である。現実として、減免を受けている団体が多くあるが、必要に応じて、所管課からの団体に対する補助金で対応するという要望が今後上がる予定である。

副委員長

学校関係も減免が廃止になるのか。

社会教育課長

学校が使用する場合にも減免の適用はなく、学校が文化ホールに料金を支払っていただく。その代り、予算措置をすることで対応する。文化ホールは減免などで収支が見えなくなっているという課題を解決する必要がある。

委員

考え方の基本はわかるが、現実、様々な問題が出るのではないかと危惧する。3年程前に小学校の文化ホールの使用料を取るようになったことで、学校の利用がかなり減ってきた中で、PTA が金額を負担して発表会を行っている小学校がある。習志野は音楽教育に力を入れており、小学校から文化ホールで発表することで、教育の原点である感動を与えてきた音楽教育によって「音楽のまち習志野」になってきたのではないか。そのような場を閉ざすことが残念でならない。文化ホールの受益者負担は分かるが、小中学校の音楽発表については、減免措置を残してほしい。

社会教育課長

理事会でも同様の内容が出た。しかし、文化ホールが減免をすると、文化ホール単独の収支が見えなくなってしまう。そのため、使用する学校の事業費の予算化と団体に対する補助金での対応が文化ホールから要望としてあり、我々としても受け入れる。

また、仮に市に移管した場合に、どこが所管するかという問題も出てくる。文化ホール自体は音楽活動の場だけではなく、教育委員会が所管できるかどうか今後の議論となる。そういった場合に学校や社会教育団体の活動を支援するために、所管課で予算を確保していく。

委員

回答を聞いて安心した。だが、予約方法について市内の社会教育団体は抽選とあるが、

利用希望者は土日にやりたい。例えば、日本舞踊は髪結いさんの予約は1年前以上に取りなければ予約が取れず、抽選に当たれば良いが、当たらなければ違約料を払わなければならない。事実上、芸術文化協会は来ないでくれという趣旨だと理解している。受益者負担を盛んに言っているが、市が「一市民、一文化・一スポーツ・一ボランティア」を掲げ、活動を推奨する市であるのに、一つの商業団体として扱われては困ったことだと考えざるを得ない。

社会教育課長

土日を利用する団体を排除するというよりは、金土日を公平に利用してもらいたいという文化ホールの意図があった。文化ホールの持っている、発表の場と発表を見る場としての両機能を活用してもらうためには、事前に予約が埋まっており金土日に参入できていない民間が、参入しやすい環境を作らなければならない。市民が望む民間の利用を誘致するためには、稼働の見込まれる金土日に、希望する方が利用しやすい環境を作る必要がある。

委員

文化ホールを責める気はない。習志野市として「文教住宅都市」を掲げているのだから、習志野市に住みたいと思っている人もいるであろう。習志野市には芸術文化協会があるが、近隣市にはなく、他市からの希望者がある中、市民のための団体であることから加入を断っている。習志野市の芸術文化に対する考え方は、しっかりと持っていないといけない。

社会教育課長

市内利用と民間業者の申込が重なる場合には、もちろん市内利用が優先となる。1年を超えて予約をできるのは、市の主催事業である。市の後援等があれば、月曜日から木曜日については、1年を超えても予約が可能である。

委員

市の団体が重なった場合に必ずしも利用できるとは限らないが、1年以上前に予約しなければならない団体もあるため、文化ホールを使用しない団体も出てくるだろう。現にそのような団体もある。そうすると、何のための文化ホールなのかということになってくる。

社会教育課長

市内団体が金土日に重なる場合には、抽選になる。つまりは、平日の利用を促す趣旨になっている。繁忙期については、現利用団体と新たな利用団体を平等に扱いたい。どこに平等性を持つかを行政として考えなければならないが、文化ホールの役割を考えると、今回文化ホールの理事会で決まった内容については、尊重していく。また、社会教育・生涯学習の範疇を超えて、市が事業を主催することはないため、各団体の自主自立性を確保していきたい。

副委員長

文教住宅都市である習志野市の文化が阻害されないような形で進んで行ってほしい。

委員

飲食を全面可とした理由は何か。

社会教育課長

文化ホールから聞いた実態として、過去にいくつかの団体が飲食しており、また飲食の希望がある。実際に、飲食を認めた団体があることということで、飲食は可であることを明文化した。ただし、そこに清掃や弁償といったきちんとしたルールを設ける。歌舞伎座を例にとれば、飲食が可能なホールもあるため、観客が節度を持ち、主催者側が責任を持っていただけるのであれば、飲食可を打ち出した。

委員

今の説明は、論理に無理があると思う。過去の実績として可だったから可とすることは、過去の判断の過りがあったとしても誤りを認めることに過ぎない。ホールがどのようなもので判断すべき問題であって、全面可とした場合に何が起こるのか。節度を持った利用が消えてしまうと思う。

社会教育課長

過去を肯定するような形であるという批判になりかねない。音楽ホールに飲食がそぐわないという意見はあった。しかし、文化ホールの運営は音楽だけではないという事実があり、様々な形で利用されている中で、今まで飲食を可としてきた実績がある。飲食の可否を問われれば、可という前提の下に進めていく。今後のルール化を検討する際には、高い利用基準が作られる。

副委員長

今までの例外として、実際どのような団体の飲食を可能としたのか。

社会教育課長

県内の大会や全国大会において、スケジュールが決まっており外に出られない場合である。学会や研究会等がほとんど。音楽会で飲食したことはない。

生涯学習部長

ホールの収容人数が 1,500 名であることから、大規模なイベントがあった。1日かけてイベントを行う場合、1,500名がどこで飲食をすればいいのかという壁があった。そのような場合にホール内において弁当の飲食を可能とした。その際には、夜の興業・翌日の事業

に支障が出ないように清掃を徹底してもらったという経過がある。

委員

PTA も全国大会にてホール内で飲食をした。その際に、当然飲食は不可だと思っていたが、協議の中で清掃という条件の下で飲食可能となった。これまで、各団体との協議の中で可否の判断をしていたものが、明確に可と表していただいた点はわかりやすい。主催者がイベント内容によって、飲食の可否を判断するという主催者に判断を任せるという点も非常に理解ができる。

副委員長

主催者側のやり方如何ということ。

社会教育課長

貸す側として借りる方に曖昧な説明はできないため、きちんとしたルールを作っていく。最後の責任は主催者になるかと思う。

委員

文化ホールのギャラリーの宣伝が少ないと思う。宣伝を行う業者もあると思うのだが、美術関係者に PR が少ない。

社会教育課長

ギャラリー・モリシアホールについても今後ルール化をしていく予定である。ギャラリーの利用実績が低い。使い勝手の問題が大きいかと思う。

委員

清掃費とあるが、弁償ではなく、全団体にかかるのか。

社会教育課長

具体的にはこれから検討する。飲食は匂いを伴うので、基本は清掃が必須となり、プラスチックとして弁償してもらおうという形になるだろう。

副委員長

飲食をする団体については、清掃が前提となるということ。

- (5) 市立図書館の隣接市市民に提供するサービスの一部変更について
大久保図書館長より資料のとおり説明

【質疑】

委員

どれくらいの費用の効率化が図れるかを補足していただきたい。

大久保図書館主幹

市外市民の資料リクエストに対して、購入と他市図書館等からの取り寄せの2通りがあるがどちらともコストを把握していない。

委員

市民に対するサービスの量的拡大を考えると、資料費そのものの底上げがなければならぬため、そういった面での拡充を行っていただく方が良いと思う。

(6) 大久保地区公共施設再生計画の進捗状況について

社会教育課長より資料のとおり説明

【質疑】

副委員長

今回のみの報告事項か。

社会教育課長

随時報告する予定であり、今回は経過報告である。

委員

これまで考えられていた生涯学習施設整備計画と大久保地区の再生計画との矛盾はないのかという懸念が1点ある。

「障害者差別解消法」が既に国会を通過しており、生涯学習施設においても平成28年より施行されるため、それを視野に入れた計画でなければならない。

社会教育課長

これまで整備計画がそもそもなかった。第2回の社会教育委員会議で決定した生涯学習施設改修整備計画が初めての計画である。ただし、老朽化対応は個々の施設計画を持っており、大久保地区での計画は存在していなかった。

バリアフリーについては、今の施設そのものでは対応できない部分がある。市のバリアフリーの構想があるのでそれに従った形で、施設を集約していく中で対応していきたい。

委員

大久保地区の再編計画が、今後全市的な図書館・公民館等との整備計画の中にうまく位置づけられた中長期的な計画を作るきっかけになると考えてよいのか。

社会教育課長

その通りである。

副委員長

今後のタイムスケジュールはどうなっているのか。

社会教育課長

3月14日までに基本構想をまとめ、来年度から2年間で基本計画（施設の廃止等）を策定し、その後の3年間で設計・工事を行う予定である。最終的には5年ぐらいかかるものと考えている。

～閉会～

議事録署名
